# 第5章 ごみ処理事業

1	. 椎	既説	• • • •	• • • • •	• • • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • • •	• 5 - 3
2		ごみ処理	体系												
	(1)	基本フ	<i>-</i>	• • • •			• • • •	• • • •		• • • •		• • •		• • • • •	5 - 5
	(2)	市収集	〔定	期収集	)	み処耳	里フロ	<b>1</b> —		• • • •					5 - 5
	(3)	ごみ収	集体	系の推	移 ·			• • • •							5 - 7
3	. –	-般家庭	のごる	み(市	収集)									• • • • •	5 - 8
		ごみ収集													
	(1)	経過													5 - 11
		ごみ収													5 - 12
		ごみ収													
5		ごみ搬入													5 - 18
6		<b>資源化量</b>													5 - 22
7		ごみ種別	組成の	の経年	変化										
	(1)	可燃こ	゚゙みの゚	物理組	成の紀	径年3	変化(	重量	% •	WET	基準				5 - 23
		不燃こ													
8		ふれあい													
	(1)	高齢者	なび[	障害者	の定	義 ‥									5 - 25
		対象世													
	(3)	収集対	象												5 - 25
	(4)														5 - 25
	(5)	収集世	·帯数·												5 - 25
9		ごみ散刮													
	(1)	貸与対	象と1	貸与期	間 …										5 - 26
	(2)														
	(3)	貸与実													

### 1. 概 説

今日のように成熟した社会では、生産・消費様式が多様化・複雑化するとともにごみも増大し、処理困難なものも排出されるようになった。これに伴い、処理体制も排出されたものを処理することから、ごみになるものを買わない、ごみを出さない、ごみになる前に資源化する循環型社会への移行を目指す必要がある。このためには、具体的な施策を市民・事業者・関係団体と協力して検討・推進することが重要である。

現在の処理については、豊中市伊丹市クリーンランドで可燃物は焼却、不燃物及び再生資源はリサイクルプラザ(平成24年(2012年)4月稼動)に搬入後、不燃物は、鉄・アルミ等を機械選別し、プラスチック製容器包装、ビン、空き缶・危険ごみ、ペットボトルは、手選別によって分別され、資源として有効活用されている。(紙・布については、令和5年(2023年)10月以降民間事業者へ搬入)

平成 26 年度(2014 年度)から官民による役割分担の考え方を取り入れ、新しい収集運搬体制の整備を始め、平成 29 年度(2017 年度)に可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは民間委託し、その他の種別を直営が担う収集運搬体制へ移行した。

#### 再生資源ごみについて

平成5年(1993年)4月から市の事業としてペットボトルの拠点回収を開始し、平成9年(1997年)4月には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、飲料用紙パックを紙・布(再生資源)で回収することになった。ガラスビンについては、同年10月から市内の50%の地域を対象に収集を行い、平成10年(1998年)10月から、全市域での収集を行っている。ペットボトルと白色食品トレーを除くその他のプラスチック製容器包装については、平成13年(2001年)10月から、市内全世帯の約10%の世帯でモデル収集を開始し、平成16年(2004年)4月からは、市内全世帯の約27%に拡大した。

平成24年(2012年)4月から、プラスチック製容器包装の収集を市内全世帯に拡大し、容器包装を除くプラスチック類やゴム・皮革類を可燃ごみとして収集することとした。また新たに、危険ごみ(スプレー缶)の申込制を廃止し、空き缶と同じ区分での回収に加え、新たにペットボトルの収集区分を設定した。また、ガラスビンの対象品目を拡大するなど、新しい分別収集を開始した。

令和4年度(2022年度)から、資源回収を促進するため「ガラスビン」の名称を「ビン」に変更するとともに、市内全域でビン収集の民間委託を開始した。また、令和5年(2023年)10月から、ビン回収容器の貸し出し要件を5世帯以上から2世帯以上に緩和した。

#### 粗大ごみについて

平成13年(2001年)4月に「家電リサイクル法」が施行され、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の4品目について、新たに収集運搬料金を設定した。また、出し間違い防止、排出者責任、処理費用の公平性を図るため、可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみと危険ごみの区分を見直すとともに、粗大ごみ収集区分を新設した。粗大ごみ収集については、同年10月から、戸別申込制(無料)を開始し、平成18年(2006年)10月から有料化した。

#### 可燃ごみ・不燃ごみについて

平成 12 年(2000 年)5 月から直営定期収集ごみ量の約 10%のごみ(可燃ごみ・ガラスビン)収集の民間委託を実施した。また、平成 16 年(2004 年)4 月から委託による収集運搬業務の対象を全ごみ種とし、市内全世帯の約 20%に拡大した。平成 19 年度(2007 年度)から市内全世帯の約 30%に拡大し、その後、平成 24 年度(2012 年度)から市内全世帯の約 40%、平成 26 年度(2014 年度)から平成 29 年度(2017 年度)にかけて市内全世帯の 100%に拡大した。

#### ふれあい収集について

平成 19 年(2007 年)7 月から高齢者や障害者等の在宅生活を支援するため、戸別訪問収集と安否確認を 行う「ひと声ふれあい収集」を開始した。令和 5 年(2023 年)10 月から超高齢化社会に向けた効率的な収 集体制を構築するため、名称を「ふれあい収集」に変更するとともに新制度へ移行した。

#### 分別周知事業および拠点回収等の取組みについて

新分別拡大に際して、平成 23 年度(2011 年度)から、地域・自治会への出前講座による分別周知や、小学校等における環境学習の取組みの強化を図っている。

平成27年(2015年)9月に「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部を改正し、翌年4月から 市並びに市から収集又は運搬の委託を受けた者及び再生資源集団回収登録行商者以外の者が、所定の集積 所等から再生資源や粗大ごみを無断で持ち去る行為を禁止することとした。

平成28年(2016年)1月から「小型家電リサイクル法」に基づき、市内に回収ボックスを設置し、携帯電話やデジタルカメラといった使用済小型家電の回収を開始した。平成29年(2017年)7月から、地球規模での水銀汚染防止をめざす「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、蛍光管、体温計、血圧計及び電池類の拠点回収を開始した。さらに、令和5年(2023年)10月には、充電式電池等が原因となる火災の増加に対応するため、充電式電池内蔵の小型家電・電池類の定期収集を開始した。

### 2. ごみ処理体系

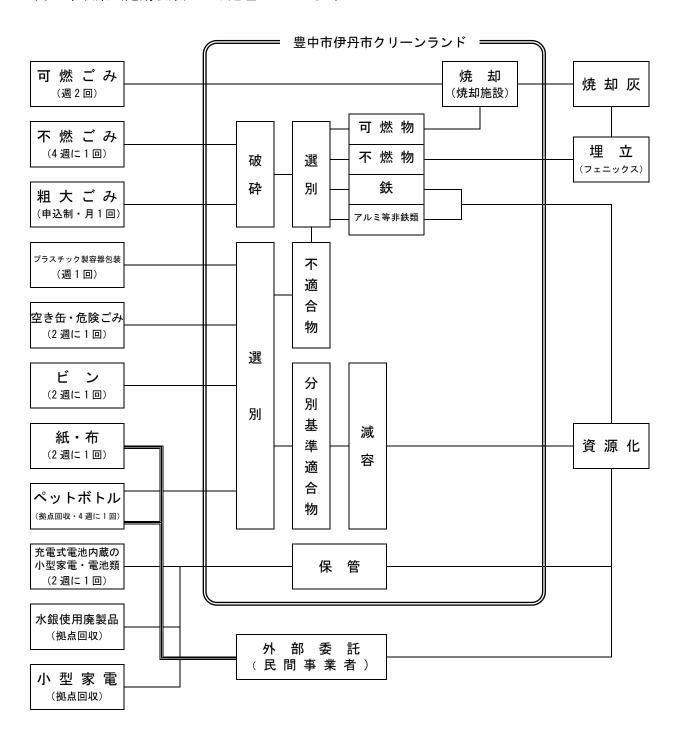
 (1) 基本フロー

 家庭系ごみ
 一般廃棄物
 直営収集 委託収集

 事業系ごみ 会社・商店等から 排出されるごみ
 一般廃棄物
 自己搬入

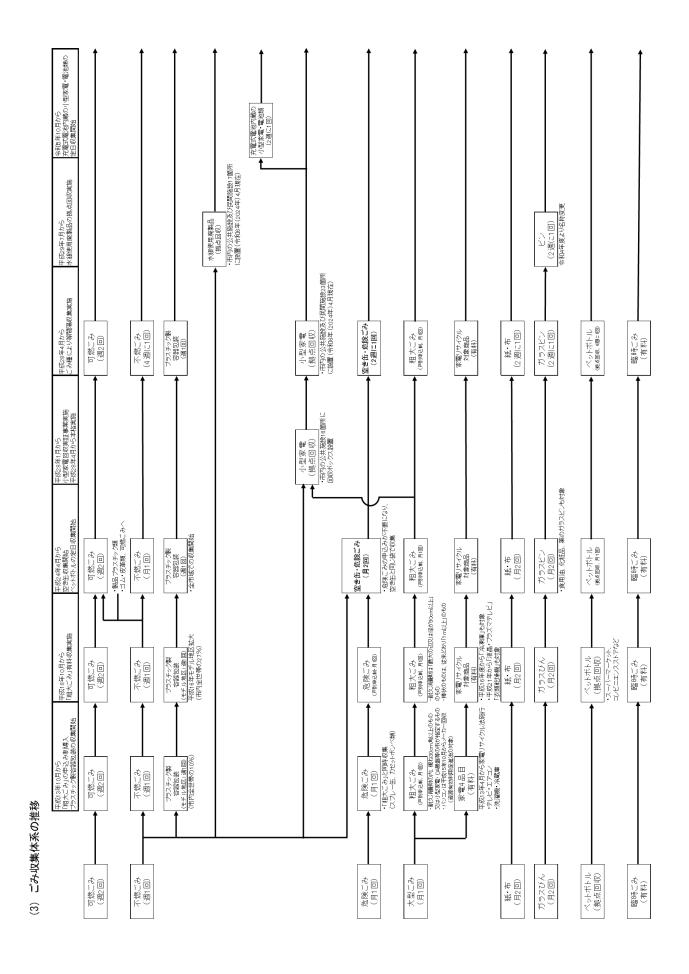
 自己処理等

(2) 市収集(定期収集)ごみ処理フロー<参考>



### 廃棄物処理関係法令の変遷

和暦	西暦	法 令 等 の 概 要
明治 33 年	1900年	汚物掃除法
		(汚物(し尿、ごみ)を行政サービスとして市、特定の町村が処理)
昭和 29 年	1954年	清掃法(処理主体を全国の市町村に拡大)
昭和 34 年	1959 年	下水道法
昭和 42 年	1967年	(公害対策基本法)
昭和 45 年	1970年	<b>廃棄物処理法</b> (産業廃棄物の処理責任の明確化)
昭和 46 年	1971年	水質汚濁防止法
昭和 60 年	1985年	净化槽法
平成3年	1991年	再生資源利用促進法(資源リサイクル法)
		(平成 15 年からパソコンについて再商品化義務付け)
平成4年	1992年	(国連環境開発会議(地球サミット))
平成5年	1993年	(環境基本法)
平成7年	1995年	容器包装リサイクル法
		「平成9年度からガラスびん、ペットボトルについて再商品化義務付け
		【平成 12 年度から紙製・プラスチック製容器包装について義務付け
平成 10 年	1998年	家電リサイクル法
		平成 13 年度からテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて再商品化義
		し務付け   し
平成 11 年	1999年	ダイオキシン類対策特別措置法
平成 12 年	2000年	循環型社会形成推進基本法
		建築工事資材資源化法(建設リサイクル法)
		食品循環資源再生利用促進法(食品リサイクル法)
		国等環境物品調達推進法(グリーン購入法)
平成 13 年	2001年	PCB 廃棄物適正処理推進特別措置法
		フロン回収破壊法
		資源有効利用促進法
平成 14 年	2002年	自動車リサイクル法
平成 15 年	2003年	特定産業廃棄物起因支障除去特別措置法
平成 27 年	2015年	水銀による環境の汚染の防止に関する法律
令和元年	2019年	食品ロス削減推進法
令和3年	2021年	プラスチック資源循環促進法



### 3. 一般家庭のごみ(市収集)

#### <令和元年度(2019年度)>

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、 ゴム製品など。週2回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4週に1回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が30cm以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋45 リットルに入りきらないもの。月1回収集(要申込み、有料)。
- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンべなど。2週に1回収集。
- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2週に1回収集。
- ⑥ ガラスビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のガラスビン。2週に1回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4週に1回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週1回収集。
- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2週に1回収集。
- ⑩ 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。 (令和 2 年(2020 年)3 月現在 22 箇所の拠点回収)
- ① 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。

(令和2年(2020年)3月現在 15箇所の拠点回収)

② 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みにより有料収集(粗大ごみの品目(粗大ごみ手数料の1.5倍)と重量制(10kg までごとに170円))。

#### <令和2年度(2020年度)>

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、 ゴム製品など。週2回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4週に1回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が30cm以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋45 リットルに入りきらないもの。月1回収集(要申込み、有料)。
- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンべなど。2週に1回収集。

【充電式電池、ボタン電池 令和3年(2021年)2月から回収開始】

- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2週に1回収集。
- ⑥ ガラスビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のガラスビン。2週に1回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4週に1回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週1回収集。
- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2週に1回収集。
- ⑩ 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。 (令和3年(2021年)3月末現在 24箇所の拠点回収)
- ⑪ 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。

(令和3年(2021年)3月末現在 17箇所の拠点回収)

② 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みにより有料収集(粗大ごみの品目(粗大ごみ手数料の 1.5倍)と重量制(10kg までごとに 170円))。

#### <令和3年度(2021年度)>

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、 ゴム製品など。週2回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4週に1回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が30cm以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋45 リットルに入りきらないもの。月1回収集(要申込み、有料)。

- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンべなど。2週に1回収集。
  - 【充電式電池、ボタン電池 令和3年(2021年)2月から回収開始】
- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2週に1回収集。
- ⑥ ガラスビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のガラスビン。2週に1回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4週に1回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週1回収集。
- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2週に1回収集。
- ⑩ 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。 (令和4年(2022年)3月末現在 25箇所の拠点回収)
- ① 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。

(令和4年(2022年)3月末現在 18箇所の拠点回収)

② 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みにより有料収集(粗大ごみの品目(粗大ごみ手数料の 1.5倍)と重量制(10kg までごとに 170円))

#### <令和 4 年度(2022 年度)>

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、 ゴム製品など。週2回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4週に1回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が30cm以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋45 リットルに入りきらないもの。月1回収集(要申込み、有料)。
- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンベなど。2週に1回収集。

【充電式電池、ボタン電池 令和3年(2021年)2月から回収開始】

- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2週に1回収集。
- ⑥ ビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のビン。2週に1回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4週に1回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週1回収集。
- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2週に1回収集。
- ⑩ 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。 (令和5年(2023年)3月末現在 25箇所の拠点回収)
- ① 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。

(令和5年(2023年)3月末現在 19箇所の拠点回収)

② 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みにより有料収集(粗大ごみの品目(粗大ごみ手数料の 1.5倍)と重量制(10kg までごとに 170円))

#### <令和5年度(2023年度)>

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、 ゴム製品など。週2回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4週に1回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が30cm以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋45 リットルに入りきらないもの。月1回収集(要申込み、有料)。
- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンべなど。2週に1回収集。
- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2週に1回収集。
- ⑥ ビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のビン。2週に1回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4週に1回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週1回収集。

- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2週に1回収集。
- ⑩ 充電式電池内蔵の小型家電・電池類…携帯電話、デジタルカメラ、電動歯ブラシ、ハンディ扇風機などの充電機能のある製品、モバイルバッテリー、ボタン電池、アルカリ電池などの電池類。2週に1回収集。

【令和5年(2023年)10月から回収開始】

- ① 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。 (令和6年(2024年)3月末現在 25 箇所の拠点回収)
- ② 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。

(令和6年(2024年)3月末現在 19箇所の拠点回収)

(3) 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みによる有料収集(粗大ごみ品目を準用。(粗大ごみ手数料のおよそ 1.5 倍) その他のものは 10kg までごとに 250円)

#### <令和6年度(2024年度)>

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、 ゴム製品など。週2回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4週に1回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が30cm以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋45 リットルに入りきらないもの。月1回収集(要申込み、有料)。
- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンべなど。2週に1回収集。
- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2週に1回収集。
- ⑥ ビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のビン。2週に1回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4週に1回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週1回収集。
- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2週に1回収集。
- ⑩ 充電式電池内蔵の小型家電・電池類…携帯電話、デジタルカメラ、電動歯ブラシ、ハンディ扇風機などの充電機能のある製品、モバイルバッテリー、ボタン電池、アルカリ電池などの電池類。2週に1回収集。
- ① 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。 (令和7年(2025年)3月末現在 25箇所の拠点回収)
- ③ 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。

(令和7年(2025年)3月末現在 19箇所の拠点回収)

③ 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みによる有料収集(粗大ごみ品目を準用。(粗大ごみ手数料のおよそ 1.5 倍) その他のものは 10kg までごとに 250 円)

### 4. ごみ収集運搬業務委託導入の経過

#### (1) 経 過

① 豊中市行財政改革大綱・行財政改革第1期実施計画に基づき、平成12年度(2000年度)から直営定期収集ごみ量の約10%のごみ(可燃ごみ・ガラスびん)の収集を委託する。

#### ア 収集計画量

可燃ごみ 9,342 トン、ガラスびん 173 トン、合計 9,515 トン ※平成 10 年度(1998 年度)実績(98,800 トン)の 9.6%(約 10%)

- イ 収集対象地区は、北部業務課(現:家庭ごみ事業課)区域の新千里東町、新千里西町、新千里北町、 上新田
- ウ 平成12年度(2000年度)についての可燃ごみ収集は、新千里東町、新千里西町(フォルム千里(600世帯)を除く)、新千里南町、新千里北町の当初計画区域の3分の2の世帯で実施した。
- ② 行財政改革第2期実施計画に基づき、平成16年度(2004年度)からごみ収集運搬業務委託の考え方 を、従来のごみ量に占める割合から、市内全世帯に占める世帯割合(約20%)とした。
- ③ 平成16年度(2004年度)から、委託収集運搬の対象を全ごみ種とした。
- ④ 行財政再建計画に基づき、平成19年度(2007年度)から市内南部地区の約10%を新たに委託収集地区に加え、市内全世帯の約30%に拡大した。
- ⑤ 行財政再建計画に基づき、平成 24 年度 (2012 年度) から市内約 10%の地区を新たに委託収集地区に加え、市内全世帯の約 40%に拡大した。
- ⑥ 新・行財政改革プランに基づき、官民の役割分担並びにセーフティネット(市内全域を市職員が収集に携わる)の考え方から、平成29年度(2017年度)から市内全地区をごみ種別(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)委託に完全移行することとし、平成26年度(2014年度)から市内約26%の地区から一部実施。
- ⑦ 平成29年度(2017年度)からごみ種別(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)委託を市内全地区で完全実施。
- ⑧ 令和4年度(2022年度)からは、「ガラスビン」を「ビン」に名称変更するとともに、ごみ種別委託品目に追加。

## (2) ごみ収集運搬業務委託業者

区域	対象地区	対象ごみ種	委託業者
第1区	新千里北町、新千里西町、新千里東町、 寺内、東寺内町、東泉丘、西泉丘、 服部緑地	可燃ごみ 不燃ごみ	(株)石原産業
第2区	緑丘、西緑丘、北緑丘、少路、旭丘、 広田町、長興寺北、長興寺南、曽根東町、 曽根南町、利倉東	可燃ごみ 不燃ごみ	ミザック(株)
第3区	上新田、中桜塚、南桜塚、岡町、夕日丘	可燃ごみ 不燃ごみ	(株)石原産業
第 4 区	石橋麻田町、清風荘、待兼山町、柴原町、 刀根山、刀根山元町、螢池北町、 螢池中町、螢池東町、螢池西町、立花町、 末広町、岡町北、岡町南、山ノ上町、 宝山町、曽根西町、原田元町、箕輪、 走井、勝部、原田西町、原田中、原田南、 利倉、利倉西、南空港町	可燃ごみ 不燃ごみ	泉興業(株)
第5区	新千里南町、東豊中町、城山町、 服部元町、服部本町、若竹町、北条町、 浜、小曽根	可燃ごみ 不燃ごみ	米田産業(株)
第6区	宮山町、永楽荘、桜の町、上野西、穂積、 野田町、稲津町、豊南町東、豊南町西、 豊南町南、三国、神州町、三和町	可燃ごみ 不燃ごみ	ミザック(株)
第7区	上野坂、上野東、熊野町、栗ケ丘町、 赤阪1丁目、服部豊町、服部西町、 服部南町、服部寿町、上津島、今在家町	可燃ごみ 不燃ごみ	(株)上原産業
第8区	春日町、向丘、島江町、二葉町、大島町、 庄本町	可燃ごみ 不燃ごみ	泉興業 (株)
第9区	千里園、本町、岡上の町、北桜塚、 日出町、庄内東町、庄内西町、庄内幸町、 庄内栄町、庄内宝町、名神口	可燃ごみ 不燃ごみ	エアーポート企業(株)
第 10 区	玉井町、螢池南町、大黒町、千成町	可燃ごみ 不燃ごみ	(有) 村田衛生
粗大区	市内全域	粗大ごみ	(株) 石原産業
ビン区	市内全域	ビン	(有)アール環境

### (3) ごみ収集運搬業務委託の推移

① (平成 12 年度(2000年度)から平成 25年度(2013年度))

委託地区名	ごみ種	平成 12 年度	平成 13 年度 ~ 平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
	可 燃	㈱石原産業	㈱石原産業	㈱石原産業			
	紙·布	直営	直営	/네 → 다 국 제4			
75.4 5	プラ容器	<del></del>	<u>—</u>	㈱石原産業			
男 1 区 	不燃	直営	直営	/#\ <b>子</b> 医 衣 **	豊中環境整備㈱	豊中環境整備㈱	
	粗大·危険	直営	直営	㈱石原産業			
	ガラスびん	米田産業㈱	米田産業㈱	米田産業㈱			
	可 燃	豊中環境整備㈱	豊中環境整備㈱	豊中環境整備㈱			
	紙·布	直営	直営	豊中環境整備㈱			
筆 2 区	プラ容器	<del>-</del>	<del></del>	豆甲琛児	(44)	()	
第1区第2区第3区区第5区区第6区	不燃	直営	直営	㈱石原産業	㈱石原産業	㈱石原産業	
	粗大·危険	直営	直営				
	ガラスびん	米田産業㈱	米田産業㈱	米田産業㈱	atta e am a tante estado.		
	可燃	直営	豊中環境整備㈱	豊中環境整備㈱	豊中環境整備㈱		
	紙・布	直営	直営	豊中環境整備㈱	豊中環境整備㈱	州了百辛米	
第3区	プラ容器 		直営	11 1 7 N 3 1 1 2 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N	12 1 7K 95112 VIG (17)		
),, o <b>L</b>	不燃	直営	直営	㈱石原産業	㈱石原産業	㈱石原産業	
<b>売3</b> 区	粗大·危険	直営	直営				
	ガラスびん	米田産業㈱	米田産業㈱	米田産業㈱	米田産業㈱		
第4区	全ごみ種	直営	直営	豊中環境整備㈱	豊中環境整備㈱	豊中環境整備㈱	
第5区	全ごみ種	直営	直営	鍵本産業㈱	鍵本産業㈱	鍵本産業㈱	
第6区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営	
第7区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営	
第8区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営	
第9区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営	
第 10 区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営	
第 11 区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営	

委託地区名	ごみ種	平成 19 年度 ~ 平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 ~ 平成 23 年度	平成 24 年度 ~ 平成 25 年度
第1区	全ごみ種	豊中環境整備㈱	豊中環境整備㈱	㈱石原産業	㈱石原産業
第2区	全ごみ種	㈱石原産業	㈱石原産業	豊中環境整備㈱	豊中環境整備㈱
第3区	全ごみ種	㈱石原産業	㈱石原産業	㈱石原産業	㈱石原産業
第4区	全ごみ種	豊中環境整備㈱	泉興業㈱	泉興業㈱	泉興業㈱
第5区	全ごみ種	鍵本産業㈱	鍵本産業㈱	鍵本産業㈱	鍵本産業㈱
第6区	全ごみ種	米田産業㈱	米田産業㈱	米田産業㈱	米田産業㈱
第7区	全ごみ種	泉興業㈱	泉興業㈱	泉興業㈱	泉興業㈱
第8区	全ごみ種	エアーポート企業株	エアーポート企業株	エアーポート企業株	エアーポート企業株
第9区	全ごみ種	直営	直営	直営	エアーポート企業株
第 10 区	全ごみ種	直営	直営	直営	米田産業㈱
第 11 区	全ごみ種	直営	直営	直営	鍵本産業㈱

<sup>※1.</sup> 委託するごみ種の内、臨時ごみ(直営)は除く。
2. 4 区・5 区のプラスチック製容器包装のモデル収集地区は、平成 16 年度(2004 年度)から実施
3. 6 区・7 区はプラスチック製容器包装のモデル収集地区なし。
4. プラスチック製容器包装は、平成 24 年度(2012 年度)から全市域で収集

### ② (平成 26 年度(2014 年度)から)

委託地区名		平成 26 年度~ 平成 27 年度	平成28年度
第1区	可	(株)石原産業	(株) 石原産業 直営
第2区	可 燃 不 燃 その他	豊中環境整備 (株)	框木工業 (株) 直営
第3区	可	(株)石原産業	(株) 石原産業 直営
第4区	可 燃 不 燃 その他	※柾木工	
第5区	可燃不燃	鍵本産業	芝 (株)
第6区	その他         全ごみ種	米田産業	<b>営</b> (株)
第7区	全ごみ種	泉興業	(株)
第8区	全ごみ種	エアーポー	、企業 (株)
第9区	全ごみ種	エアーポー	、企業 (株)
第10区	全ごみ種	米田産業	类(株)
第11区	全ごみ種	鍵本産業	类(株)
第12区	可 燃 不 燃 その他	<b>鍵本産</b>	
第13区	可	泉興業	
第14区	可 燃 不 燃	(有)ア	ール環境
	その他	直	営 

### ③ (平成 29 年度 (2017 年度) から)

	·及(2017 ¬	平成 29 年度			
委託地区名	ごみ種	~ 令和 3 年度			
	可燃	は当り十尺			
第 1 区	不燃	(株)石原産業			
<i>3</i> 7 1 €	その他	直営			
	可燃				
第2区	不燃	※ミザック(株)			
>12 = T	その他	直営			
	可燃				
第3区	不燃	(株)石原産業			
	その他	直営			
	可 燃	는 (B) 세스 ( l.t. )			
第4区	不 燃	泉興業(株)			
	その他	直営			
	可 燃	ルロ <del>な米(**</del> )			
第5区	不 燃	米田産業(株)			
	その他	直営			
	可 燃	※ミザック(株)			
第6区	不 燃				
	その他	直営			
	可 燃	(株)上原産業			
第7区	不 燃	(体) 上原生未			
	その他	直営			
	可 燃	泉興業(株)			
第8区 (18,640人)	不燃	水央未(休)			
(10, 010 )()	その他	直営			
m	可 燃	エアーポート企業			
第9区 (45,566人)	不 燃	(株)			
(,,	その他	直営			
Mr. 4 = -	可 燃	(左) 牡田海井			
第10区 (5,953人)	不燃	(有)村田衛生			
	その他	直営			

※令和元年(2019 年度)10 月から柾木工業株式会社からミザック株式会社に社名変更 ※全ごみ種には粗大ごみ含む。

### ④<粗大ごみ>(平成 28 年度(2016 年度)から)

委託地区名	平成 29 年月 平成 28 年度 ~ 令和 3 年度					
粗大区 随契粗大区を 除く市内全域	(株) 右	<b>石原産業</b>				
随契粗大区 粗大区を 除く市内全域		(株)石原産業				

### ⑤ (令和4年度(2022年度)から)

	可燃	(株)石原産業
第1区	不燃	
	その他	直営
	可燃	ミザック (株)
第2区	不 燃	C / J / (PIN)
	その他	直営
	可 燃	(株)石原産業
第3区	不 燃	(体) 有原生来
	その他	直営
	可 燃	白 审 类 / 抉 \
第4区	不 燃	泉興業(株)
	その他	直営
	可燃	水口安米 (杯)
第5区	不 燃	米田産業(株)
	その他	直営
	可 燃	ミザック (株)
第6区	不 燃	<b>ミリツク (1747)</b>
	その他	直営
	可 燃	(株)上原産業
第7区	不 燃	(怀) 上原生来
	その他	直営
	可燃	泉興業(株)
第8区	不 燃	水哭来(怀)
	その他	直営
	可燃	エアーポート企業(株)
第9区	不 燃	エノーホート征兼(休)
	その他	直営
	可燃	(-t-)       -
第10区	不燃	(有)村田衛生
	その他	直営
粗大区	粗大	(株)石原産業
ビン区	ビン	(有)アール環境

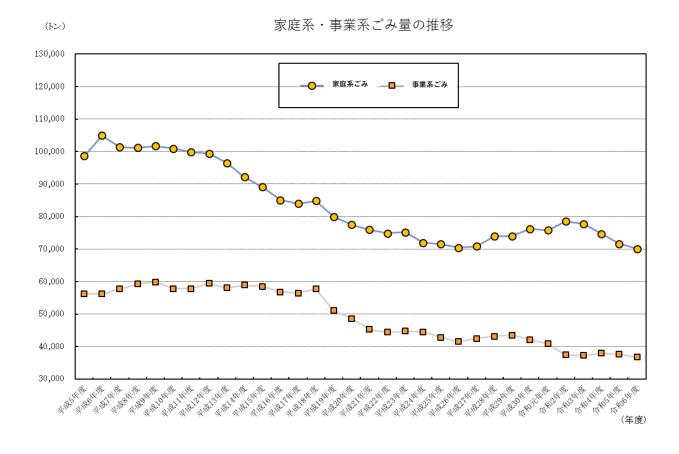
<sup>※1.</sup> 委託するごみ種の内、臨時ごみ(直営)は除く。2. 平成 26 年度(2014 年度)からごみ種別(可燃・不燃)委託を一部実施し、平成 28 年度(2016 年度)から、ごみ種別としての委託を粗大ごみについても開始。平成 29 年度(2017 年度)から、可燃・不燃・粗大ごみは市内全域委託3. 令和 4 年度(2022 年度)からビンを市内全域委託

### 5. ごみ搬入量・処理量

							搬入量					
							家庭系					
年度	人口	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布	ビン	空き缶・ 危険ごみ	ペットボトル	プラスチック 製容器包装	水銀使用 廃製品	使用済 小型家電	家電 4品目
平成5年度	403,224	75,682.62	15,550.75	1,798.02	3,011.92	55.83	85.70	-	-	-	-	
平成6年度	399,988	77,350.12	18,815.04	2,319.27	3,588.22	99.65	86.94	=	-	=	-	
平成7年度	398,908	75,727.08	16,904.82	2,597.07	3,332.47	114.88	68.39	=	-	=	-	
平成8年度	395,766	76,508.17	16,900.30	2,577.71	2,832.70	114.47	61.56	-	-	-	-	
平成9年度	394,877	75,956.23	16,203.43	2,495.16	4,369.89	366.79	58.11	64.39	-	-	-	
平成10年度	392,825	73,896.10	15,654.70	2,403.19	5,796.94	987.34	61.87	147.92	-	-	-	
平成11年度	392,050	73,569.73	15,178.72	2,378.79	5,166.72	1,363.78	60.57	180.32	-	-	-	
平成12年度	391,726	72,664.73	16,048.22	2,658.34	4,367.28	1,452.68	76.43	193.72	1.36	-	-	
平成13年度	389,954	71,244.60	14,660.73	2,126.78	5,038.01	1,510.46	-	211.56	66.71	-	-	18.24
平成14年度	388,916	68,493.45	13,428.02	2,106.46	4,626.89	1,571.41	-	228.44	137.99	-	-	-
平成15年度	387,962	66,291.03	13,566.09	2,174.18	3,820.35	1,540.99	-	238.03	141.47	-	-	-
平成16年度	386,657	61,727.13	12,530.32	2,300.33	4,171.54	1,724.54	-	335.16	872.57	-	-	23.64
平成17年度	386,623	60,705.21	12,370.45	2,268.21	4,140.64	1,655.77	-	395.95	841.74	-	-	32.63
平成18年度	387,302	60,676.14	12,741.91	2,807.59	4,290.29	1,602.15	-	429.43	810.82	-	-	23.85
平成19年度	387,227	59,139.55	12,165.67	869.17	3,726.89	1,602.79	-	400.73	767.33	-	-	17.69
平成20年度	388,687	57,753.35	11,896.47	908.70	3,026.48	1,617.51	-	288.50	734.37	-	-	14.52
平成21年度	388,963	56,724.07	11,907.59	889.61	2,698.65	1,608.89	-	279.31	713.79	-	-	14.32
平成22年度	389,341	55,675.36	12,202.53	873.67	2,582.21	1,607.27	-	312.92	665.55	-	-	16.73
平成23年度	389,844	56,051.04	12,132.56	874.09	2,606.76	1,644.25	-	278.46	659.85	-	-	15.25
平成24年度	390,716	57,585.68	1,739.73	859.28	2,900.96	2,300.70	629.31	711.08	4,474.55	-	-	14.21
平成25年度	392,774	58,071.10	1,498.99	892.13	2,680.10	2,316.63	553.26	706.77	4,104.67	-	-	12.52
平成26年度	393,343	57,501.56	1,447.22	787.75	2,540.13	2,255.63	488.22	696.30	3,882.82	-	-	11.25
平成27年度	395,479	57,557.22	1,605.15	850.14	2,774.32	2,299.21	463.68	702.48	3,822.36	-	-	8.45
平成28年度	395,989	57,042.71	1,878.43	917.09	6,270.60	2,256.92	572.20	732.41	3,705.70	-	4.08	7.95
平成29年度	397,442	57,101.73	2,114.27	974.81	6,154.49	2,190.58	628.88	741.25	3,562.74	1.99	5.76	9.26
平成30年度	398,222	57,301.60	2,597.65	1,174.79	6,014.89	2,097.76	631.59	766.66	3,487.36	5.41	8.08	14.89
令和元年度	400,233	57,307.62	2,294.44	1,270.17	6,074.76	2,031.67	664.02	787.68	3,490.30	9.03	7.78	19.89
令和2年度	401,558	58,011.83	2,589.47	1,484.53	6,953.45	2,163.23	768.43	853.36	3,650.40	11.14	6.89	19.26
令和3年度	401,062	57,579.58	2,322.77	1,462.69	7,116.69	2,124.90	724.43	887.40	3,703.18	13.80	7.43	16.24
令和4年度	399,790	55,574.62	2,094.87	1,323.55	6,835.48	2,059.89	574.58	904.58	3,547.53	14.47	7.20	13.62
令和5年度	399,179	53,426.96	1,946.44	1,212.68	6,565.14	1,985.30	431.85	897.34	3,407.76	14.60	27.52	18.22
令和6年度	398,145	52,189.34	1,719.45	1,129.24	6,834.14	1,913.46	340.69	911.85	3,323.91	14.98	71.21	16.58

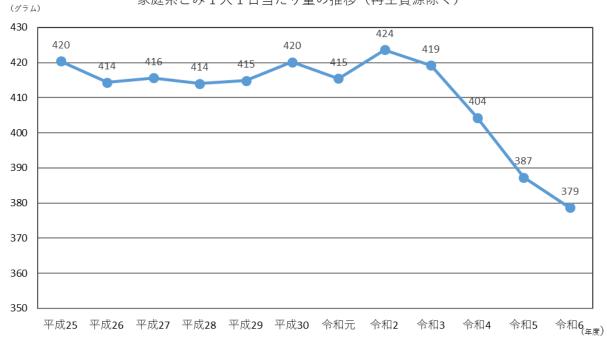
- ※1. 平成28年度 (2016年度) までのガラスビンは、大規模集合住宅大型回収容器等の回収量を含む。
- 2. 平成30年度(2018年度)の可燃ごみ・不燃ごみは、災害ごみを含む。
- 3. 平成5年度 (1993年度) ~12年度 (2000年度) の空き缶・危険ごみは、危険ごみのみ。
- 4. 平成13年度 (2001年度) ~23年度 (2011年度) の粗大ごみは、危険ごみを含む。
- 5. 平成12年度 (2000年度) ~23年度 (2011年度) のプラスチック製容器包装は、白色トレー拠点回収量を含む。
- 6. 平成29年度(2017年度)までの事業系自己搬入は、一部家庭系を含む。
- 7. 令和3年度 (2021年度) から教育機関の再生資源を除く。

			搬力	量					処理	里量		
家庭	至系		公共系		事業系				処 分	内 訳		ごみ総量の 1人1日当たり
臨時ごみ	自己搬入	小計	公共	許可業者	自己搬入	小計	合 計	焼却対象	資源化	埋立	その他	量
2,476.24	=	98,661.08	2,155.20	50,406.93	5,832.73	56,239.66	157,055.94	142,329.51	7,764.84	6,801.71	159.88	1,067.1
2,703.50	-	104,962.74	2,993.34	50,922.55	5,251.11	56,173.66	164,129.74	139,291.63	8,482.11	7,495.99	8,860.01	1,124.2
2,663.81	-	101,408.52	18,056.24	52,064.27	5,650.89	57,715.16	177,179.92	159,878.24	8,428.87	6,987.00	1,885.81	1,213.6
2,247.63	-	101,242.54	2,086.80	53,058.75	6,229.31	59,288.06	162,617.40	147,709.90	7,450.28	6,178.66	1,278.56	1,125.7
2,182.96	=	101,696.96	2,146.86	53,404.54	6,440.07	59,844.61	163,688.43	147,422.56	9,137.20	5,783.22	1,345.45	1,135.7
2,037.97	-	100,986.03	2,320.32	51,223.02	6,620.20	57,843.22	161,149.57	143,136.68	11,142.74	5,755.18	1,114.97	1,123.9
1,952.21	-	99,850.84	2,157.19	50,935.49	6,864.52	57,800.01	159,808.04	143,201.80	10,820.61	5,010.27	775.36	1,113.7
1,924.38	-	99,387.14	2,158.15	53,631.97	5,813.47	59,445.44	160,990.73	144,833.66	9,873.88	5,089.67	1,193.52	1,126.0
1,633.25	-	96,510.34	2,234.94	52,048.43	6,014.84	58,063.27	156,808.55	140,610.54	10,267.70	4,987.71	942.60	1,101.7
1,577.13	=	92,169.79	2,519.52	52,864.65	6,020.12	58,884.77	153,574.08	137,739.02	9,873.64	5,155.22	806.20	1,081.9
1,307.23	-	89,079.37	2,183.13	51,906.85	6,610.82	58,517.67	149,780.17	134,626.53	9,191.59	4,865.00	1,097.05	1,054.8
1,427.91	=	85,113.14	2,278.79	49,882.10	6,890.06	56,772.16	144,164.09	128,600.29	9,894.66	4,016.65	1,652.49	1,021.5
1,545.17	-	83,955.77	1,717.24	48,003.06	8,434.51	56,437.57	142,110.58	127,470.03	9,599.67	4,330.92	709.96	1,007.0
1,477.11	-	84,859.29	1,538.81	46,618.32	11,124.32	57,742.64	144,140.74	129,703.51	9,712.78	4,372.53	351.92	1,019.6
1,321.48	=	80,011.30	1,510.40	44,167.11	6,925.84	51,092.95	132,614.65	119,882.65	8,384.02	4,154.12	193.86	935.7
1,244.33	-	77,484.23	1,299.96	41,347.00	7,250.95	48,597.95	127,382.14	115,611.51	7,453.91	4,080.68	236.04	897.9
1,128.41	=	75,964.64	1,291.51	38,144.48	7,124.08	45,268.56	122,524.71	111,411.04	6,959.78	3,917.47	236.42	863.0
942.21	=	74,878.45	1,238.42	37,244.12	7,135.61	44,379.73	120,496.60	109,798.23	6,720.26	3,570.68	407.43	847.9
903.65	=	75,165.91	1,290.27	37,230.85	7,488.72	44,719.57	121,175.75	110,202.19	6,766.27	3,611.48	595.81	849.3
750.67	-	71,966.17	1,073.70	37,208.02	7,320.21	44,528.23	117,568.10	106,059.55	10,468.41	739.16	300.98	824.4
688.97	-	71,525.14	1,176.46	36,633.25	6,158.95	42,792.20	115,493.80	104,699.68	9,923.96	741.81	128.35	805.6
779.64	=	70,390.52	1,199.16	35,945.70	5,566.69	41,512.39	113,102.07	102,836.41	9,427.85	770.92	66.89	787.8
784.30	=	70,867.31	999.02	36,211.31	6,243.97	42,455.28	114,321.61	103,820.49	9,583.27	771.39	146.46	789.8
530.82	-	73,918.91	892.88	37,186.75	5,920.22	43,106.97	117,918.76	103,583.63	12,940.88	954.01	440.24	815.8
525.84	=	74,011.60	818.45	37,321.06	6,148.22	43,469.28	118,299.33	103,967.25	12,967.94	936.09	428.05	815.5
871.65	1,253.43	76,225.76	865.71	36,617.50	5,458.30	42,075.80	119,167.27	104,699.65	12,764.19	1,274.90	428.39	819.9
585.02	1,234.24	75,776.62	749.49	35,688.50	5,166.63	40,855.13	117,381.24	103,041.03	12,846.12	1,137.16	357.13	801.3
567.87	1,479.64	78,559.50	718.78	32,007.19	5,431.39	37,438.58	116,716.86	100,927.67	14,051.02	1,263.65	476.22	796.3
540.62	1,291.20	77,790.93	843.75	31,631.17	5,612.91	37,244.08	115,878.76	100,137.27	14,324.89	1,115.21	301.39	791.6
494.21	1,240.92	74,685.52	880.07	32,116.28	5,780.87	37,897.15	113,462.74	98,338.49	13,832.18	1,052.03	240.04	777.6
442.36	1,227.74	71,603.91	778.56	31,727.47	5,906.47	37,633.94	110,016.41	95,568.87	13,289.63	962.40	195.51	755.1
443.03	1,203.81	70,111.69	688.84	30,830.13	5,886.42	36,716.55	107,517.08	93,083.50	13,345.59	887.89	104.53	739.8

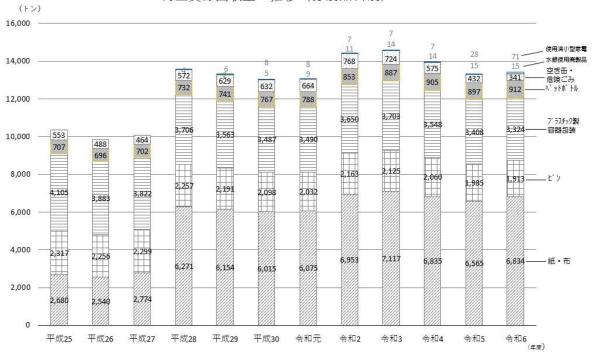








### 再生資源回収量の推移(分別品目別)



6. 資源化量 (単位:トン)

		里												
	年 度 (西暦)	区分	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
	中市所管事務		7,723.03	7,291.87	7,092.51	8,900.18	10,455.93	10,356.30	9,963,65	10,241.75	10,388.75	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
	古紙・古布類		1,123.03	1,291.01	7,052.51	2,211.39	4,069.93	4,138.88	4,001.59	4,729.98	4,925.17	5,163.30	6,233.38	6,826.23
$\vdash$	ペットボトル	A1 A2				2,211.33	4,005.55	4,130.00	4,001.55	4,123.30	4,323.11	422.02	497.59	460.86
$\vdash$	サイス・カール 東田済小型家電	A3	_	_	_	12.21	44.75	49.02	51.26	6.89	7.43	7.20	3.61	0.00
	ボックス回収	710	_	_	_	3.98	5.76	8.08	7.77	6.89	7.43	7.20	3.61	0.00
	イベント回収					0.10	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	ピックアップ	미니고			_	8.13	38.99	40.94	43.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
\$	R庭用特定機器		_	_		7.95	9.26	14.89	19.89	19.26	16.24	13.62	18.22	16.58
~	義務外品	1	_	_		4.30	3.74	10.22	16.89	17.42	15.10	12.22	17.06	15.88
	美化関係			_	_	3.65	5.52	4.67	3.00	1.84	1.14	1.40	1.16	0.70
71	《銀使用廃製品	A5	_			- 0.00	1.99	5.27	9.23	12.84	15.16	17.55	16.69	14.72
$\vdash$	団回収	B1	7,069.81	6,709.48	6,483,97	6,060.45	5,726.44	5,513.19	5,192.09	4,809.66	4,738,43	4,396.55	4,068.03	3,821.04
	古紙類		6,594.68	6,266.23	6,040.54	5,637.64	5,301.22	5,078.08	4,752.48	4,422.37	4,295.52	3,987.44	3,681.73	3,450.86
	古布		354.00	329.08	332.56	306.24	305.50	318.28	325.41	255.30	312.78	287.61	269.97	259.86
	スチール缶		7.86	8.90	9.23	10.26	11.32	10.53	10.95	16.56	16.10	14.97	14.18	13.27
	アルミ缶		113.27	105.27	101.64	106.31	108.40	106.31	103.25	115.43	114.03	106.54	102.15	97.05
再	生資源買取市	B2	- 110.21	-	-	15.87	17.21	22.55	31.67	24.70	22.22	24.50	20.09	21.44
$\vdash$	時ごみリユース	B3	_	_		0.49	0.63	0.48	0.27	0.29	-	_	_	-
使	5用済小型家電	B4	_	_		0.13	0.03	0.10	0.21	0.23	4.96	23.01	20.69	17.31
	配回収 内古紙回収	B5	377.19	379.73	403.44	400.88	395.21	360.81	383.02	347.78	367.77	397.15	376.12	357.77
$\vdash$	· 同回収事業	B6	4.38	3.52	2.02	3 01	5.51	4.16	36.21	44.95	43.77	40.08	10.26	331.11
- 1	業所機密処理	B7	17.53	25.84	18.21	21.59	26.89	30.33	23.96	24.74	23.72	27.10	31.52	28.01
1	ンクカートリッ	ジ <sub>R0</sub>	0.28	0.30	0.34	0.38	0.45	0.45	0.47	0.56	0.54	0.66	0.59	0.62
	<u>帰りプロジェク</u> ∈ごみ等資源化	B9	253.84	173.00	184.53	165.96	157.66	216.28	213.99	220.10	228.30	233.32	210.40	238.21
-	剪定枝リサイ	_	90.14	44.17	87.79	12.60	16.06	80.84	80.06	91.50	79.80	80.57	54.97	86.43
	給食残渣堆肥		163.70	128.83	96.74	153.36	141.60	135.44	133.93	128.60	148.50	152.75	155.43	151.78
ן וול	ーンランド所管事		9,911.44	9,416.60	9,574.82	10,709.33	8,842.01	8,556.13	8,764.15	9,321.04	9,367.45	8,215.61	6,525.78	6,027.20
_	<b>注却施設</b>	A6	41.37	30.52	34.45	38.30	36.48	34.28	27.67	27.22	25.57	28.68	21.76	17.59
,,,	リサイクルBO		41.37	30.52	34.45	38.30	36.48	34.28	27.67	27.22	25.57	28.68	21.76	17.59
1)	サイクルプラザ	A7	9,870.07	9,386.08	9,540.37	10,671.03	8,805.53	8,521.85	8,736.48	9,293.82	9,341.88	8,186.93	6,504.02	6,009.63
ľ	不燃物鉄類	1	361.32	332.74	339.18	415.94	499.81	566.33	511.59	542.44	471.59	407.62	371.77	349.92
	不燃物アルミ	 箱	39.93	42.12	44.97	100.13	70.74	84.02	74.49	86.14	76.51	76.84	64 93	56.25
	廃バッテリー		0.14	0.18	0.00	0.00	0.00	0.44	0.00	0.36	0.00	0.37	0.00	0.00
	剪定枝		141.25	142.36	153.80	79.23	96.82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	使用済小型家*	雷	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.67	57.89
	古紙・古布類		2,627.73	2,526,29	2,731.58	3,925.05	2,089.06	1,807.48	1,975.90	2,046.73	2,100,17	1,638,68	321.86	0.00
	ピン		2,204.94	2,158.34	2,176.76	2,046.33	2,024.30	1,979.03	1,957.37	2,092.53	2,048.82	1,975.17	1,923.85	1,847.28
	ペットボトル		606.99	604.18	619.50	630.69	636.27	674.15	684.45	755.28	790.23	427.51	353.56	402.96
	プラ製容器包	装	3,401.04	3,150.48	3,072.93	3,000.70	2,865.48	2,880.56	2,975.16	3,114.37	3,232.19	3,175.45	3,080.35	3,009.57
	白色トレイ		0.22	0.46	0.45	0.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	空き缶		486.51	428.93	401.20	472.63	523.05	529.84	557.52	655.97	622.37	485.29	374.03	285.74
①資:	源化量		9,911.44	9,416.60	9,574.82	12,940.88	12,967.94	12,764.19	12,846.12	14,090.01	14,331.45	13,839.30	13,295.27	13,345.59
	潜在ごみ量		7,723.03	7,291.87	7,092.51	6,668.63	6,330.00	6,148.25	5,881.68	5,472.78	5,429.71	5,142.37	4,737.70	4,484.40
	み総量		115,493.80	113,102.07	114,321.61	117,918.76	118,299.33	119,167.27	117,381.24	116,716.86	115,885.32	113,469.86	110,022.05	107,421.77
_	源化率(%)		8.58	8.33	8.38	10.97	10.96	10.71	10.94	12.07	12.37	12.20	12.08	12.42
ŋ+	ナイクル率 (%)		14.31	13.88	13.73	15.74	15.48	15.09	15.19	16.01	16.29	16.00	15.71	15.93
,,			17.31	10.00	10.10	10.14	10.40	10.03	10.13	10.01	10.23	10.00	10.11	10.5

<sup>※</sup> A1~A7 (区分) は、定期収集と拠点回収及び教育機関からの資源化量、B1~B9 (区分) は、市収集ではない潜在ごみ量

<sup>※ 「</sup>豊中市所管事務/古紙・古布類」については、平成28年度(2016年度)から都市クリエイト株式会社に搬入処理した量

<sup>※ 「</sup>豊中市所管事務/ペットボトル」については、令和4年度(2022年度)から米田産業株式会社に搬入処理した量

<sup>※ 「</sup>豊中市所管事務/使用済小型家電」の令和5年10月分以降のボックス回収分については、「クリーンランド所管事務/使用済小型家電」に含む ※ 資源化率:①資源化量/③ごみ総量×100

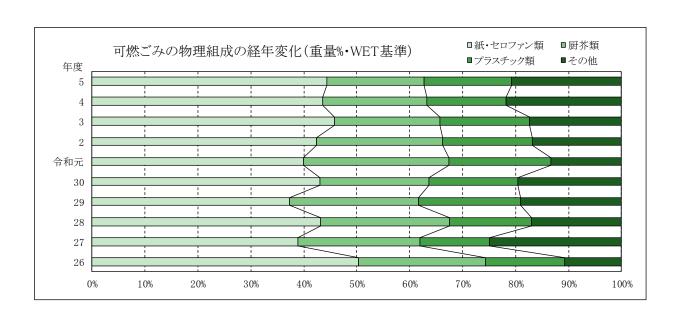
<sup>※</sup> リサイクル率: (①資源化量+②潜在ごみ量) / (②潜在ごみ量+③ごみ総量) ×100

### 7. ごみ種別組成の経年変化

### (豊中市伊丹市クリーンランド「ごみ処理事業年報」)

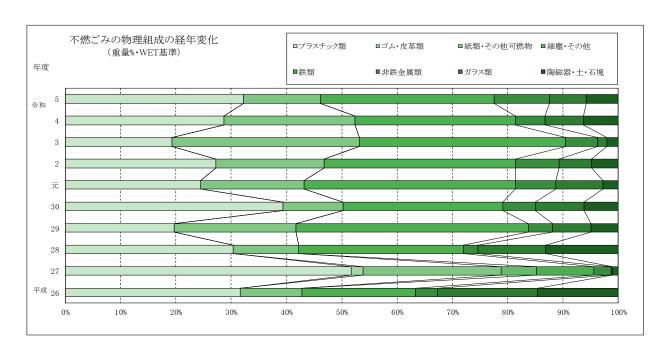
### (1) 可燃ごみの物理組成の経年変化(重量%・WET基準)

物理	年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
	紙・セロファン類	50.3	38.9	43.1	37.292	43.096	39.954	42.430	45.791	43.525	44.313
	厨 芥 類	24.0	23.0	24.4	24.310	20.476	27.415	23.833	19.955	19.638	18.412
	植物性厨芥	21.9	22.3	23.0	22.982	18.679	26.316	22.826	18.741	18.837	17.685
	動物性厨芥	1.5	0.5	1.2	0.912	1.428	0.879	0.592	0.670	0.479	0.528
	卵 殻 • 骨 類	0.6	0.2	0.2	0.416	0.368	0.219	0.415	0.544	0.322	0.198
可	木・竹類	1.4	3.2	4.6	5.271	5.246	2.918	3.354	2.825	3.833	4.119
燃	草・わら類	1.6	7.6	2.2	2.674	3.442	0.755	2.841	1.798	5.080	2.798
KA	繊 維 類	4.6	11.1	7.0	7.406	6.067	6.582	7.896	9.092	8.393	9.532
物	プラスチック類	15.0	13.2	15.5	19.293	16.803	19.266	16.859	16.856	15.026	16.577
	(プラスチック製容器包装・PETボトル除く)	6.6	4.8	4.7	7.667	7.298	9.702	7.366	7.797	6.766	7.379
	プラスチック製容器包装・PETボトル	8.4	8.4	10.8	11.626	9.505	9.563	9.493	9.059	8.260	9.198
	ゴ ム 類	0.2	0.3	0.3	0.631	0.472	0.427	0.123	0.161	0.587	0.685
	皮 革 類	0.2	0.5	0.0	0.139	0.521	0.123	0.118	0.007	0.873	0.766
	その他(細塵)	1.7	1.4	1.4	1.659	1.792	1.539	1.205	1.072	1.795	1.521
焼	却不適物+可燃物合計	99.0	99.2	98.6	98.674	97.914	98.978	98.659	97.558	98.749	98.722
不	金 属 類	0.7	0.8	0.6	0.675	1.112	0.635	0.892	1.229	0.639	0.891
燃	ガラス・陶磁器類	0.3	0.0	0.7	0.627	0.699	0.356	0.440	1.103	0.574	0.374
物	土・石塊類	0.0	0.0	0.1	0.024	0.275	0.031	0.009	0.110	0.039	0.013
	不燃物合計	1.0	0.8	1.4	1.326	2.086	1.022	1.341	2.442	1.251	1.278
	総 合 計	100.0	100.0	100.0	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000



### (2) 不燃ごみの物理組成の経年変化(重量%・WET基準)

物理組	年 度物理組成		平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	平 成 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
	プラスチック類	31.6	51.7	30.3	19.7	39.4	24.5	27.3	19.3	28.7	32.2
可燃	ゴム・皮革類	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
物	紙類・その他可燃物	11.2	25.0	11.9	22.0	10.8	18.8	19.5	33.9	23.7	13.9
, ,	細塵・その他	0.0	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
口	可 燃 物 計		85.2	42.2	41.7	50.3	43.3	46.8	53.2	52.4	46.1
不	鉄類	20.5	10.4	29.8	42.1	28.9	38.2	34.6	37.4	29.0	31.4
燃燃	非鉄金属類	4.0	3.1	2.6	4.4	5.9	7.4	8.0	5.8	5.4	10.1
物	ガラス類	18.1	0.2	12.2	7.0	8.8	8.5	5.9	1.6	7.0	6.6
420	陶磁器・土・石塊	14.6	1.1	13.2	4.9	6.2	2.8	4.9	2.1	6.4	5.9
不	燃 物 計	57.2	14.8	57.8	58.4	49.8	56.8	53.2	46.9	47.6	53.9
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



### 8. ふれあい収集 (※事業開始: 平成19年(2007年)7月)

高齢者や障害者の在宅生活を支援するため、家庭から排出されるごみや再生資源をごみステーション(ごみ集積場所)に持ち出すことが困難な世帯に対して、決まった曜日にすべてのごみ種の収集を行う。

※平成 19 年(2007 年)7 月から「ひと声ふれあい収集」を行ってきたが、超高齢化社会に向けた効率的な収集体制を構築するため、令和 5 年(2023 年)10 月 1 日以降に新規申込みされた世帯を対象に新制度「ふれあい収集」へ移行した。

### (1) 高齢者及び障害者の定義

① 高齢者:65歳以上の介護サービスを受けている方

② 障害者:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

#### (2) 対象世帯

市内に居住する下記要件のいずれかに該当する世帯で、世帯構成員が家庭系ごみ等をごみステーションまで持ち出せない世帯とする。ただし、近隣の方や親族(同居者)等の協力を受けることができる対象世帯や特別養護老人ホームなどの福祉施設に入居(所)の世帯は除く。

#### <対象要件>

①要介護度2以上の認定を受けた高齢者の世帯

②障害の程度が1級または2級の身体障害者の世帯

③障害の程度が A の知的障害者の世帯

④障害の程度が1級の精神障害者の世帯

#### (3) 収集対象

「可燃ごみ」「不燃ごみ」「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」「空き缶・危険ごみ」「ビン」「紙・布」「小型家電・電池類」「粗大ごみ」に分別されたごみや再生資源を収集対象としている。また、粗大ごみは、家庭ごみ事業課への事前申込みが必要である。なお、粗大ごみは有料収集である。

### (4) 収集方法

指定した曜日の12時までに、指定した場所で専用のステッカーが貼付されたごみを収集する。

#### (5) 収集世帯数

(各年度末現在)

年度	申請世帯数	収集世帯数	実施後取下げ数
令和2年度	135	433	129
令和3年度	173	481	125
令和 4 年度	168	485	164
令和 5 年度	139	430	194
令和6年度	101	357	174

### 9. ごみ散乱防止ネットの貸し出し (※事業開始: 平成19年(2007年)9月)

ごみのステーション(集積所)収集の促進、ごみステーションの適正管理及びその清潔保持並びに生活環境の保全を図ることを目的として、ごみ散乱防止ネットを貸与する。

### (1) **貸与対象と貸与期間(※**平成27年(2015年)10月1日要綱改定)

貸与対象…おおむね6世帯以上のごみステーション 貸与期間…ネットを破損したときや必要としなくなったとき等まで

### (2) 貸与ネットの規格

- (大)縦3メートル、横4メートル、メッシュ幅4ミリメートル
- (小)縦2メートル、横3メートル、メッシュ幅4ミリメートル

### (3) 貸与実績

(各年度末現在)

年度		新規	交換/追加	計
令和 2 年度	貸与件数(件)	150	155	305
70 位 2 年及	貸与枚数(枚)	174	192	366
<b>今和?</b> 左座	貸与件数(件)	145	202	347
令和3年度	貸与枚数(枚)	159	245	404
令和 4 年度	貸与件数(件)	139	111	250
7 似 4 年 及	貸与枚数(枚)	158	254	412
令和5年度	貸与件数(件)	122	119	241
70 47 5 47 5	貸与枚数(枚)	140	218	358
<b>今和《左</b> 库	貸与件数(件)	156	128	284
令和6年度	貸与枚数(枚)	177	302	479